

業務用自転車賠償制度に関するQ&A

■ ご加入時についてのご質問

	Q (質問内容)	A(回答)
1	業務用自転車賠償制度は、自転車安全対策協議会のサイクルメンバーズ会員専用保険とありますが、 加入するには条件 がありますか？ 加入方法や会費についても教えてください。	法人・個人（個人事業主）を問わず誰でも 会員登録 ができます。 また入会金も不要 です。 業務用自転車賠償制度への 加入手続きと同時に会員登録も完了 します。 また業務用自転車賠償制度の 年間掛金に年会費も含まれて おります。
2	自転車を3台所有しておりますが、 業務では同時に2台しか利用 しません。 この場合でも3台分の加入が必要ですか？	2台でのご加入で大丈夫 です。 個々の自転車は登録いたしません。 ご加入時に業務で利用する自転車台数を告知していただき、その台数分で契約をいたします。 補償開始後に新たに業務で利用する 自転車を追加されたい場合には、新規での追加加入が必要 となります。
3	レンタサイクルを業務に利用しております。 自転車を所有していなくても業務用自転車賠償制度に加入できますか？	はい！ご加入 できます。 業務に利用するレンタサイクルの台数でご加入ください。 ※会社が所有していない自転車でも、会社の業務に利用している自転車の賠償事故は業務用自転車賠償制度で補償されます。
4	取り消しや解約はできますか？ また加入手続きを完了した後に入力間違いに気がりましたが、訂正はできますか？	はい！ できます。 gyomu@hprtsa.jp までメールでご連絡をお願いします。

■ フードデリバリー(配達業)をされている方に関するご質問

	Q (質問内容)	A(回答)
1	個人事業としてフードデリバリー（配達業）を営んでおりますが、 個人名で業務用自転車賠償制度に加入できますか？	はい！ご加入 できます。 個人名でも屋号（会社名）でも、どちらでもご加入することができます。
2	配達中の荷物（食べ物等）は補償されますか？	配達中の荷物は補償されません。
3	配達中の事故で、自分の自転車が壊れた場合（借りているレンタサイクル含む）や、ケガをした場合は補償されますか？	補償されません。
4	配達業務に、電動アシスト自転車や原動機付自転車（ミニバイク）を利用しますが、いずれも業務用自転車賠償制度で補償されますか？	原動機付自転車（通称ミニバイク）は補償されません！ 原動機付自転車（ミニバイク）は、「自賠責保険」や「任意の自動車保険」が補償の対象となります。 なお、「電動アシスト自転車」は補償対象となります。
5	海外から日本にきてフードデリバリー（配達業者）として働いております。外国籍ですが業務用自転車賠償制度に加入できますか？	はい！ご加入 できます。
6	加入する際に、フードデリバリーの会社名（業者名）は必要ですか？ 掛け持ちで3社のデリバリー会社と契約をしております。	フードデリバリー業者様の会社名は不要です。 お申込みフォームの貴社名欄に誤って、フードデリバリー業者様の社名を記載されるケースがありますが、貴社名欄にはフードデリバリーの業務をされる方のお名前を記入願います。
7	配達終了後に、次のオーダーを受ける前に自転車を走行して 事故を起こしてしまった場合は補償の対象となりますか？	基本的には、配達の依頼を待っている間や、配達が終了して待機場所へ帰る途中は補償の対象となります。 ただし、 休憩中や個人的な買い物中など、業務から離脱していると保険会社に判断された場合は、補償の対象とならないケースがありますので、業務用自転車賠償制度と併せて自転車安全対策協議会の「みんなの自転車保険（個人賠償保険等）」へのご加入をお勧めいたします。

8	自分は自転車を所有しておらず家族の自転車を使ってフードデリバリーの配達をしております（防犯登録などは兄の名前）が、兄の自転車でもこの業務用自転車賠償制度に加入できますか？	はい！ご加入できます。
9	個人でフードデリバリーの業務をしておりますが、加入する画面にある「自転車を業務で利用される支店、営業所」の欄の選び方が分かりません。	支店や営業所を持たずに、個人でフードデリバリーの業務をされている方は、「個人でフードデリバリー業を行っている」を選んでください。全国各地に営業拠点（支店や営業所）を有している場合には、「上記以外の支店・営業所を補償する、または全ての支店・営業所を補償範囲に含める」を選んでください。
10	未成年者ですが、個人でフードデリバリーの仕事をしております。業務用自転車賠償制度に加入することができますか？	はい！ご加入することができます。
11	会社へ業務用の賠償責任を補償する保険に加入した証明書を提出しなくてはなりません。すぐに加入証明書を発行してもらえますか？	加入証明書は、入金確認ができた日から3日程度でメールでお送りいたします。早く必要な方は、gyomu@hprtsa.jp までメールでご連絡をお願いします。

■ 補償に関するご質問

	Q (質問内容)	A(回答)
1	会社では社員の自転車通勤を承認しております。社員が自転車で通勤する場合は、会社で加入する業務用自転車賠償制度で補償されますか？	いいえ！補償されません！ 通退勤中の自転車賠償事故は、業務用自転車賠償制度では補償されません。通退勤中の自転車賠償事故は、個人賠償責任保険の補償対象となります。
2	会社所有の自転車を、社員が私用の買い物で利用しております。業務用自転車賠償制度で補償されますか？	いいえ！補償されません！ 私的な行為（個人的な買い物等）で利用している間に起きた賠償事故は、業務用自転車賠償制度では補償されません。個人賠償責任保険の補償対象となります。
3	社員が個人で所有する自転車で通勤をしておりますが、その自転車を日中の業務でも使用しております。業務利用中の場合は、業務用自転車賠償制度で補償されますか？	はい！補償されます！ 社員が所有する自転車であっても、会社として業務用自転車賠償制度に加入できます。
4	外国人実習生についての質問です。会社の寮から工場までの通勤に、会社の自転車を貸与しております。この場合は業務用自転車賠償制度で通勤途上の事故は補償されますか？	いいえ！補償されません！ 会社が社員に貸与している自転車でも、通退勤中の自転車賠償事故は、業務用自転車賠償制度では補償されません。個人賠償責任保険の補償対象となります。
5	賠償事故は日本国内どこでも対象となりますか？	はい！日本国内であればどこでも補償の対象となります。 ※海外での事故は補償の対象外です。
6	契約期間は1年間となっておりますが、満期継続の案内はありますか？	保険期間終了前にご継続のご案内をお届けいたします。
7	賠償事故の相手方と示談交渉をしていただけますか？	業務用自転車賠償制度には示談交渉サービスはついておりませんが、「事故対応費用補償」、「訴訟対応費用」ならびに「被害者見舞・臨時費用補償」がついております。詳しくはホームページに添付しているパンフレットをご確認ください。

※業務以外の日常生活中に自転車を利用される方（通退勤で自転車を利用される方等）や、フードデリバリーの業務中とは見なされない間（休憩中や個人的な買い物中など、業務から離脱していると保険会社に判断された場合）は業務用自転車賠償制度では補償の対象となりません。
この機会に、ぜひ（一社）自転車安全対策協議会の「みんなの自転車保険」へのご加入をお勧めいたします。（一社）自転車安全対策協議会のホームページから簡単にご加入することができます。